

(指定管理者の指定等の告示)

第15条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、老舗記念館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日になされた金沢市老舗記念館の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続は、改正後の金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例第12条

---

食肉流通センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

#### ◎金沢市条例第24号

食肉流通センター条例の一部を改正する条例

食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）の一部を次のように改正する。  
別表第2号の項中「567円」を「778円」に、「168円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

---

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

#### ◎金沢市条例第25号

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「その他市長が別に定める事項」を「及びこれに関連する資料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。

第12条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 6 第2項及び前項の規定による公表は、当該施策に係る市の機関が指定する場所での閲覧又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。  
第12条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）は、前項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 市の機関は、パブリックコメント手続の対象となる施策の企画立案をしようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該施策の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

---

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第26号

#### 金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第1項本文」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項」に改める。

第26条の6並びに第31条第1項及び第7項中「530,000円」を「560,000円」に改める。

附則第5項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改める。

附則第6項中「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改める。

附則第14項中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改める。

附則第15項中「において準用する同条第1項」を削る。

附則第16項中「附則第35条の3第11項において準用する同条第3項」を「附則第35条の3第13項」に改める。

附則第17項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改める。

附則第18項中「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改める。

附則第19項中「において準用する同条第1項」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第1項本文に規定する医療に係る結核医療給付金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条の6並びに第31条第1項及び第7項の規定は、平成19年度以後の年度

分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市額谷ふれあい体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第27号

金沢市額谷ふれあい体育館条例の一部を改正する条例

金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第9条第1項第4号を削る。

別表第1項を次のように改める。

#### 1 基本使用料

区 分	団 体 使 用			個 人 使 用		
	専 用 面	使用の単位	金 額	使用の単位	金 額	
					一 般	高校生以下
競技場	半面	1 時間	630円	1 回 3 時間	100円	50円
	4 分の 1 面	1 時間	315円			
多目的室	1 室	1 時間	525円			

別表中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同表第2項の表中「前項」を「前2項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 中学生以下の団体（中学生以下の者の集まりであって、市長が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料（競技場の基本使用料に限る。）は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

#### 附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の金沢市額谷ふれあい体育館条例の規定に基づき施行日以後の競技場の使用に係る使用料を既に納付している者については、金沢市額谷ふれあい体育館条例第9条第5項の規定にかかわらず、当該既納の使用料の額から改正後の金沢市額谷ふれあい体育館条例の規定に基づく競技場の使用に係る使用料の額を控除した額を還付するものとする。

金沢市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第28号

金沢市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

金沢市感染症診査協議会条例（平成11年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」を「第24条第6項」に改める。

第2条第1項中「6人」を「6人以内」に改める。

第4条第2項中「委員の半数以上が出席しなければ」を「委員3名以上の出席がなければ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 金沢市結核診査協議会条例（昭和26年条例第51号）は、廃止する。
- 3 金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第23号中「結核診査協議会委員、」を削る。

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第29号

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

金沢市道路占用料条例（昭和29年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、同表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項の次に次のように加える。

令第7条第8号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額
---------------	------------------	----------------

別表中

令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所
----------------------------

を

令第7条第9号及び第10号に掲げる施設
---------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第30号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第58条—第63条）」を  
「第5章 駐車場の管理（第58条—第70  
第6章 雑則（第71条—第74条）」

条)

に改める。

」

第3条第2項第1号の表小立野住宅の項及び笠舞住宅の項を削る。

第57条中「第59条」を「第72条」に改める。

第63条を第74条とする。

第62条第2項を削り、同条を第73条とする。

第60条及び第61条を削り、第59条を第72条とし、第58条を第71条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 駐車場の管理

（駐車場の使用者の資格）

第58条 市営住宅の共同施設として設置した駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、当該市営住宅の入居者で、当該入居者又は同居者自らが使用している自動車の駐車する場所を必要としているものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（駐車場の使用）

第59条 前条の規定により入居者が使用することができる駐車場の区画数（以下「駐車区画数」という。）は、1入居者につき、1区画とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（車種の制限）

第60条 駐車場に駐車できる自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する普通自動車のうち、車両総重量が2トン以下の普通自動車とする。

（駐車場の使用の申込み及び決定）

第61条 入居者は、駐車場を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定により駐車場の使用の申込みをした入居者（以下「使用申込者」という。）のうちから駐車場の使用者を決定し、その旨、駐車区画数、駐車場の使用が

可能となる日（以下「使用可能日」という。）その他必要な事項を当該使用者として決定した入居者に対し通知するものとする。

- 3 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による決定の際、必要な条件を付けることができる。

（駐車場の使用者の選定）

第62条 市長は、使用申込者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、抽せんその他公正な方法により当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、市長は、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他これらの者に特別な事由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、当該入居者に当該駐車場を使用させることができる。

（使用料）

第63条 駐車場の使用料の額は、規則で定める。

- 2 前項の使用料の額は、近傍同種の駐車場の使用料の額を勘案して定めなければならない。

（使用料の変更）

第64条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料の額を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、駐車場の使用料の額を変更する必要があると認める場合
- (2) 駐車場相互の間における使用料の額の均衡上必要があると認める場合
- (3) 駐車場の改良に伴い、駐車場の使用料の額を変更する必要があると認める場合

（使用料の減免又は徴収の猶予）

第65条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 駐車場の使用者が災害により著しい損害を受けた場合
- (2) 駐車場の使用者の責めに帰すべき事由によらないで、当該駐車場を使用することができない場合
- (3) その他前2号に準ずる特別の事情がある場合

（使用料の納付）

第66条 市長は、駐車場の使用者から、使用可能日から当該使用者が駐車場を明け渡した日（第68条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、当該明渡しの請求のあった日）までの間の駐車場の使用料を徴収する。

- 2 駐車場の使用者は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までに当該月分の駐車場の使用料を納付しなければならない。

- 3 第17条第3項から第5項まで、第18条及び第19条の規定は、駐車場の使用料の納付について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、第17条第4項中「市営住宅に入居した場合又は市営住宅」とあるのは「駐車場を使用した場合又は駐車場」と読み替えるものとする。

(準用)

第67条 第24条から第27条まで、第28条本文、第29条第1項本文及び第43条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、第24条中「市営住宅又は共同施設」とあるのは「駐車場」と、第26条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、第27条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第28条本文中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「住宅以外」とあるのは「当該駐車場以外」と、第29条第1項本文及び第43条第1項中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(使用の決定の取消し)

第68条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用の決定を取り消し、駐車場の使用者に対して、その明渡しを請求することができる。

- (1) 駐車場の使用者が不正の行為によって当該駐車場の使用の決定を受けた場合
- (2) 駐車場の使用者が当該駐車場の使用料を3月以上滞納した場合
- (3) 駐車場の使用者が当該駐車場又はその附帯設備を故意に損傷した場合
- (4) 駐車場の使用者が当該使用者としての資格を失った場合
- (5) 駐車場の使用者が第61条第3項の規定による当該駐車場の使用の決定に係る条件に違反した場合
- (6) その他市長が駐車場の管理上必要があると認める場合

2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた駐車場の使用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

3 市長は、駐車場について第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた駐車場の使用者に対して、当該駐車場の使用を開始した日から請求の日までの期間については、近傍同種の駐車場の使用料の額とそれまでに支払を受けた駐車場の使用料の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、駐車場について第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた駐車場の使用者に対して、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額に相当する額の金銭を徴収することができる。

(駐車場の管理の委託)

第69条 市長は、駐車場の管理を当該駐車場の使用者全員で組織する住民組織に委託することができる。

(自動車の盗難等に対する免責)

第70条 本市は、駐車場内における自動車の盗難、損傷その他の使用者の責めに帰すべき事由により、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

附則第6項中「及び第57条」を「、第57条及び第66条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条の改正規定は平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市営住宅条例（以下「新条例」という。）第61条の規定による駐車場（新条例第58条に規定する駐車場をいう。）の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第31号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間	40,950円
--	----------------	-----	---------

を

	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間	40,950円
	会議室	1時間	787円

に改め、同表中第4

項を第5項とし、第3項を第4項とし、同表第2項の表中「前項」を「前2項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

- 2 高齢者の団体（65歳以上の者の集まりであって、市長が適当であると認めるものをいう。以下同じ。）が使用する場合の基本使用料（入場料が有料の場合の基本使用料を除く。）は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

別表第3第1項の表体育館の項中

1回	を	1回3時間	に、	無料
----	---	-------	----	----

を

50円
-----

に改め、同表中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同表第3項

の表中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同表第5項とし、同表第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同表第4項とし、同表第1項の次に次の2項を加える。

- 2 高齢者の団体が使用する場合の基本使用料は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

- 3 中学生以下の団体（中学生以下の者の集まりであって、市長が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料（体育館の基本使用料に限る。）は、第1項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の金沢市公園条例の規定に基づき施行日以後の公園施設の使用に係る使用料を既に納付している者については、金沢市公園条例第10条第3項の規定にかかわらず、当該既納の使用料の額から改正後の金沢市公園条例の規定に基づく公園施設の使用に係る使用料の額を控除した額を還付するものとする。

---

金沢市放牧場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第32号

金沢市放牧場条例を廃止する条例

金沢市放牧場条例（昭和38年条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

---

金沢都市計画事業金沢駅北土地地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第33号

金沢都市計画事業金沢駅北土地地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

金沢都市計画事業金沢駅北土地地区画整理事業施行に関する条例（平成5年条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年(2007年)3月23日 印刷  
平成19年(2007年)3月23日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)